外 務 省 令一国家公安委員会規則第一号

玉 外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律 (平成二十八年法律第七十三号) 第九条第二項及び第十二条第

項の規定に基づき、 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十

二条第一項の情報を定める命令を次のように定める。

平成二十八年十月十二日

国家公安委員会委員長 松本 純

外務大臣 岸田 文雄

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情

報を定める命令

(法第九条第二項の地域及び者)

第一 条 玉 外犯罪被 害弔慰金等の支給に関する法律 (以下「法」という。) 第九条第二項の国家公安委員会

規 則 外務省令で定める地域は、 次の各号に掲げる地域とし、 同項の国家公安委員会規則・外務省令で定

める者は、 当該各号に掲げる地域の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める者とする。

台湾 (次号に掲げる地域を除く。) 公益財団法人交流協会 (昭和四十七年十二月八日に 2財団法· 人交

流協会という名称で設立された法人をいう。 次号において同じ。) 台北 事 務 所長

台湾 (雲林県、 嘉義市 嘉義県、 台南市、 高 [雄市、 台東県、 屏東県及び 澎 湖県の 地域に限る。)

公

益財団法人交流協会高雄事務所長

(法第十二条第一項の情報)

第二条 法第十二条第 項の国家公安委員会規則・外務省令で定める情報は、 次のとおりとする。

けたも 玉 外犯罪被害 0) に 限る。 (国 以下この 外 犯罪被害に該当すると思料される死亡及び障害を含み、 条に お いて同じ。)の原因となった国外犯罪行為 **国** 日本国 1外犯罪 籍を有する者が受 行為に該 当 する

と思料される行為を含む。 以下この条において単に 「国外犯罪行為」という。) が行わ れた日時 及 び 場

所

 \mathcal{O} 属する国又は出入国管理及び難民認定法 玉 [外犯罪行為の加害者の氏名、 生年月日、 (昭和二十六年政令第三百十九号) 性別、 本籍(日本国籍を有しない者については、 第二条第五号口 その に規定す 国籍

る地域。 第八号において同じ。)、 住所及び国外犯罪被害者 (国外犯罪被害者に該当すると思料される

者を含む。 以下この 条に おいて同じ。) と の 関 係

三 玉 外 犯 罪 被 害 \mathcal{O} 発 生 0) 状 況 (国 国 外 犯罪 行 為 が 行 わ れるに至るまでの経緯を含む。)

兀 玉 外 犯 罪 被害者 0) 氏 名、 生年 月 日、 性 別、 本 籍 住 所 及び 職 業

五. 玉 外犯罪被害者 が日本国 「外に永住すると認めら れるときは、 その 判断の根拠となる情報

六 玉 |外犯罪 被害者が、 国外犯罪行為が行われた時において、 治安の状況に照ら して生命又は身体に . 対 す

る高 度 0 危 険 がが 予測され る地域 E 所在, して **\ たと認められるときは、 当該 地 域 の治安 0 、状況、 当 該 状況

12 脱ら L た生命 又は、 身体に 対す Ś 危 険 \mathcal{O} 程 度及び当該 玉 外 犯罪被 害者が当該 地 域 E 所在 して **\ た 理 由

七 玉 外 犯 罪 被 害者 が 玉 外 犯 罪 行 為 が 行 わ れ た地 域 に 所在、 するために査 証 を受けて 1 たときは、 当該 査 証

 \mathcal{O} 種 類

八 玉 外 犯 罪行為が行わ れた時にお いて国外犯罪被害者に同伴者がいたときは、 その者の氏名、 生年 · 月 日

性 別、 本籍、 住所、 職業及び 国外犯罪被害者との関 係

九 前各号に · 掲 げ Ś ŧ O0 ほ か、 国外犯 罪被害 又は 国 「外犯罪被害者に関する情報であって、 法第十一条第

附則

この命令は、 法の施行の日(平成二十八年十一月三十日)から施行する。